

処分基準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 名	：道路交通法
根 拠 条 項	：第 5 1 条の 9
処 分 概 要	：登録法人に対する適合命令
原権者（委任先）	：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	：
処 分 基 準	： 登録法人に法第 5 1 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。 なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 ・ 法第 5 1 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問い合わせ先	： 交通部交通指導課 電話 0 4 3 - 2 0 1 - 0 1 1 0
備 考	：